

第1回浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証会 会議録

1 日時：令和4年12月6日（火）午後4時30分から午後5時30分まで

2 場所：浜松市役所本館8階 全員協議会室

3 出席者（検証委員・事務局）

委員氏名	分野	所属等	備考
青田 良介	防災行政	兵庫県立大学教授	
江間 吉洋	法律	杉山法律事務所弁護士	
沢田 和秀	地盤工学	岐阜大学教授	Web 出席
松田 達也	地盤工学	豊橋技術科学大学准教授	
村越 啓悦	法律	村越法律事務所弁護士	

4 出席者（庁内検討委員会・事務局）

		所属等	氏名
庁内検討委員会	幹事会	副市長（都市整備部・土木部担当）	長田 繁喜
		技術統括監	吉澤 雄介
		危機管理監	小松 靖弘
		環境部長	藤田 信吾
		産業部農林水産担当部長	清水 克
		都市整備部長	井熊 久人
		土木部長	伏木 章尋
		天竜区長	袴田 雄三
	オブザーバー	総務部参事	岡本 ふみの
	作業部会	危機管理監危機管理課長	小林 正人
		環境部産業廃棄物対策課長	小野 哲司
		産業部林業振興課長	小林 和重
		都市整備部土地政策課長	山田 雅之
		都市整備部北部都市整備事務所長	高林 繁
土木部道路保全課長		加藤 貞仁	
土木部河川課長		永井 聖孝	
土木部天竜土木整備事務所長		鈴木 浩治	
事務局	天竜区まちづくり推進課長	森田 修	
	土木部副参事	菅谷 昌彦	
	都市整備部都市計画課長	杉石 秀和	
	都市整備部都市計画課課長補佐	磯部 篤	
	都市整備部都市計画課副主幹	鈴木 康之	
	都市整備部都市計画課副技監	高橋 直人	
	都市整備部都市計画課主任	和久田 昌弘	
	都市整備部都市計画課主任	白井 真理奈	
総務部政策法務課経営推進担当課長	栗田 豪		

- 5 議事内容
 - (1) 行政対応検証委員の設置
 - (2) 天竜区緑恵台の概要
 - (3) 天竜区緑恵台土砂崩落に係る技術的検証
 - (4) 行政対応の経緯
 - (5) 今後の進め方
- 6 会議の公開・非公開 非公開（ただし、議事録は非公開情報を除いて公開）
- 7 記録の方法 発言者の要点記録
- 8 会議録作成者 白井
- 9 会議記録

1 開会

杉石都市計画課長・・・本日は年末のお忙しいところ、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。私は都市計画課の杉石と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、只今から、浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証会を始めます。

2 委員紹介

杉石都市計画課長・・・初めに、委員の紹介及び委嘱書の交付をいたします。本日は市長所用のため、長田副市長からお渡しいたします。お名前を呼ばれましたら、その場にご起立をお願いいたします。

《長田副市長より委嘱書の授与》

杉石都市計画課長・・・以上の5名の皆様でございます。委嘱期間は、所掌事務を終える日までとなりますので、よろしくお願いいたします。

3 長田副市長挨拶

杉石都市計画課長・・・続きまして、長田副市長よりご挨拶を申し上げます。

長田副市長・・・委員の皆様には、委員就任につきまして御快諾賜りましたことを、心より感謝申し上げます。

今年9月の台風15号の影響により、本市緑恵台にて発生いたしました土砂崩落からおおよそ2ヶ月が経過いたしました。崩落現場では土砂撤去等の対策が進み、11月15日には避難指示が解除されたところでございます。一方、被災された住民の皆様におかれましては、これから年末年始を迎える中、被災前の住環境を取り戻すまでの再建が進まず、今も大変な思いをされているところでございます。市といたしましてもできる限りの対応をさせていただきたいと考えているところでございます。

こうした中、現在、本市におきましては、庁内検討委員会を設置いたしまして、土砂崩落に係る原因究明の調査および行政対応の事実確認など、整理を進めているところでございます。

本日の検証会におきましては、これらの整理に基づき、事務局の方から説明をさせていただきますので、委員の皆様におかれましては、公正で中立の立場から行政対応の妥当性の評価また検証を賜りますように、よろしくお願いいたします。

4 議事

杉石都市計画課長・・・ありがとうございます。ここから議事に移りたいと思います。

本日の委員会の公開並び非公開につきましては、次第（2）天竜区緑恵台の概要から個人情報を取り扱うため非公開とさせていただきます。その際には、報道の皆様には退室のご案内をいたしますので、よろしくお願いいたします。

杉石都市計画課長・・・それでは、次第をご覧ください。

本日の検証会の流れですが、次第に沿って進めさせていただきます。まず、（1）から（4）まで説明させていただき、その後、意見交換、質疑応答とさせていただきます。最後に、（5）今後の進め方について説明をさせていただきます、閉会とさせていただきます。会議時間は、概ね1時間程度を予定しております。

それでは議事に入らせていただきます。まず、（1）行政対応検証委員の設置について、説明をさせていただきます。

磯部都市計画課長補佐・・・資料2をご覧ください。浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証委員設置趣意書でございます。こちらを読み上げさせていただきます。令和4年9月24日未明、台風第15号の影響により、浜松市天竜区緑恵台において土砂崩落が発生し、住宅3軒が被害を受け、住民3人が負傷しました。土砂崩落が発生した箇所については法的手続きを踏まずに盛り土がされた可能性があること、過去に市民等から盛り土に関する相談や通報があった事実が判明したため、浜松市では、土砂崩落に係る原因究明等の調査を進めるとともに、行政対応等の事実確認を行っており、土砂崩落の原因究明の結果を踏まえ、公正で中立な観点から行政対応の妥当性の評価及び検証を行っていただく必要があると判断しました。このため、弁護士2名、学識経験者3名の5名による「浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証委員」を設置するものでございます。

続きまして、資料3をご覧ください。行政対応検証委員設置要領でございます。第2条に所掌事務として、検証委員は、庁内検討委員会が作成した土砂崩落の原因調査報告書及び行政対応の事実確認資料に基づき、法律、行政学及び土木技術による専門的知見並びに公正で中立な観点により行政対応の妥当性の評価及び検証を行うとしており、こちらの要領に基づき、今回、検証委員をお願いいたします。

続きまして、資料4をご覧ください。今回の検証に係る体制図でございます。庁内検討委員会にて、原因究明に関する事項、行政対応に関する事項をそれぞれ調査、資料整理を行います。原因究明に関する事項につきましては、技術的検証委員の方に妥当性の確認をいただく中で、市として調査報告書の作成及び行政対応の事実確認の資料を取りまとめます。これを受け、今回お願いしております、行政対応検証委員の皆様は、原因究明の技術的検証を踏まえた行政対応の検証をお願いします。

続きまして、資料5をご覧ください。行政対応検証会の進め方でございます。本日のこの場が第1回目でございます。この検証会は月1回程度の開催を想定しており、第2回目は、本日の内容を踏まえ、行政対応等の論点の整理についてお願いをしたいと考えております。第3回目から、論点整理を踏まえた検証に入らせていただきます。この検証会の開催回数は決めてございません。検証委員の皆様は、充分検証いただいた段階で、最後に検証委員報告書の案の確認をしていただき、最終の検証会終了後に、委員の皆様から報告書として市へ提出し、市は、その報告書を受けまして、それに対する市の見解、対応を検討させていただくという進め方を考えてございます。

以上が、議事の（1）行政対応検証委員の設置についてでございます。よろしくお願いいたします。

します。

杉石都市計画課長・・・次の(2) 天竜区緑恵台の概要から、個人情報等を扱うため非公開とさせていただきます。申し訳ありませんが、報道の皆様はご退室をお願いいたします。

《報道退室》

杉石都市計画課長・・・それでは、議事に戻ります。まず、(2)の天竜区緑恵台の概要について関係課から説明させていただきます。

小林林業振興課長・・・資料6をご覧ください。緑恵台の概要、特に、初期の宅地造成開発に係るご説明をいたします。当該地区は、森林法第10条の2に基づく林地開発として、住宅地の造成が行われたものです。事業の目的は住宅地、児童公園等でございます。申請者は4者による協同企業体となります。工事概要は、昭和57年から62年、全体面積約35.10ヘクタールのうち林地開発許可面積は15.85ヘクタールです。開発の経緯は、昭和57年から始まり林地開発完了は同62年です。63年に県が建築協定を認可し、以降、分譲が開始されたものでございます。

なお、6-1ページの一番下の注釈のとおり、当時の林地開発は本市が事務移譲を受ける前となります。当時の所管は静岡県です。そのため、県の文書保存年限の関係で現存する文書は台帳情報のみとなっております。台帳情報は、6-3ページから6-5ページとなります。

6-2ページは、都市計画図上におきまして、崩落箇所が都市計画区域外であることを示しております。

6-3ページは、林地開発許可に関する当時の台帳情報です。それに付随する資料が6-4ページと6-5ページです。6-4ページについてご説明します。森林法に基づく森林計画図、通称、林班図と呼ばれる資料です。赤字で参考として記載のとおり、森林法第5条森林のうち、林地開発許可を受けた森林は、緑色の部分となりますが、崩落部分につきましては開発完了後に第5条森林から除外されております。6-5ページは、分譲後の区画レイアウトを示した資料です。

林地開発については以上となります。

高林北部都市整備事務所長・・・続きまして、緑恵台の建築協定についてご説明いたします。

資料6-6ページをご覧ください。緑恵台建築協定は、開発事業者の恵通商事(株)が6-19ページにある区域において、優良な住宅地を形成するための建築制限等の協定書を作成し、宅地分譲前に静岡県知事の認可を受けたものです。(1)の認可の概要については、記載のとおりでございます。(2)の建築制限等の基準については、建物の用途など記載のとおりです。土地の区画形質の変更という項目がございますが、盛り土というのは、土地の区画形質の変更に該当いたします。

資料6-21ページの図面をご覧ください。土砂の崩落箇所は、この協定において、緑地又は法地に区域分けされております。この協定は、そもそも建築物等に関するものであり、建築敷地ではない緑地、法地はこの項目において適用除外となっております。(3)有効期間につきましては、現在もこの協定は有効となっております。(4)委員会の設置につきましては、この協定を運営するために、土地所有者等より選出された委員5人をもって組織するということとなっております。用途別区域図については、先ほどご覧いただいた6-21ページのとおりです。認可の概要につきましては、6-7ページから以降に添付されております。協定書本文につきましては6-11ページ以降となっております。

説明は以上でございます。

山田土地政策課長・・・続きまして、6-22 ページから 6-24 ページをご覧ください。

6-24 は道路台帳地形図と地番図を重ね合わせたものでございます。資料上方が北側で高い部分、下方が南側で低い部分でございます。赤丸の番号は、6-22 ページ、6-23 ページの表の番号と連動してございます。図内の眼鏡のような形につきましては、同一所有者であることを示しております。12筆の土地、7名の所有者がおります。①②は■■■■。③④は■■■■。⑤⑥⑦は盛り土が行われた土地所有者の■■■■の所有で、主に⑦の山林への盛り土が⑫■■■■の山林に向かって南側に崩落したものと思われまゝ。⑧は■■■■、⑨⑩は■■■■、⑪は■■■■が、それぞれお住まいでした。このお三方が、人的被害、物的被害をお受けした方になります。また、■■■■、■■■■、■■■■につきましては、後ほどご説明させていただきます、行政対応の事実確認の中で、通報や相談をいただいた方々になります。

この権利関係の詳細、登記簿などにつきましては、別冊参考資料のAに収納しておりますので、必要に応じてご覧ください。

続きまして、資料7をご覧ください。7-1 ページは、航空写真による土砂崩落斜面周辺の地形変遷状況でございます。ご覧のとおり、写真1の造成直後から写真12の発災直後まで、航空写真による土砂崩落斜面周辺の地形の変遷を示しております。

次に7-2 ページをご覧ください。写真では地形の高低差が分かりづらいため、造成直後の航空写真と地形図を比較したものでございます。地形ごとの標高が示されている他、等高線1本1本が高さ1mでございますので、これを参考に見ていただければと思います。これは平成2年及び平成3年の造成直後の図面でございます。

7-1 ページの索引図では、写真を年代順に並べております。それぞれの年代での比較がございませうが、比較①②③と書いてございませうのが、7-3 ページ以降に示してございませう。なお、この詳細につきましても、別冊の参考資料に拡大した写真をお付けしてございませうのでご覧いただければと思います。

以上でございます。

杉石都市計画課長・・・続きまして、議事(3) 天竜区緑恵台土砂崩落に係る技術的検証について、関係課から説明をさせていただきます。

加藤道路保全課長・・・資料8-1 ページから説明させていただきます。よろしくお願ひします。

本日の行政対応検証会に先立ち、11月15日(火)、10時から11時10分にかけて緑恵台土砂崩落に係る第三者による技術的検証会を実施させていただきました。8-1 ページにあるとおり、出席者として沢田和秀委員、松田達也委員、他委員により開催されたものでございませう。内容につきましては、資料9をご覧ください。災害の概要でございます。①台風第15号の影響により、天竜区緑恵台において9月24日未明に土砂崩れが発生し、住宅3軒が被害を受け、住民3人が負傷されたものでございませう。被災直後の写真を9-1に掲載させていただいております。②近傍の天竜観測所では、累積雨量292ミリ、時間最大雨量60ミリを観測しております。また、別の観測所でございますが、アメダス天竜観測所では、1976年観測開始以降、最大の、日降水量及び日最大1時間降水量を記録しているものでございませう。

次に9-2 ページをご覧ください。左側に赤丸で天竜区緑恵台の位置を示しており、天竜観測所、アメダス天竜観測所との位置関係について示させていただいております。9-2 ページの資料右側、天竜観測所における被災地の雨量データ、その下がアメダス天竜観測所における1976年から2022年までの47年分のデータでございます。

9-1 ページの③をご覧ください。令和3年と平成3年の地形データの差分により昭和63年

の林地開発完了後に実施された盛り土は約 8,100 m³と推定しております。崩落発生後の令和 4 年の計測データと、令和 3 年の地形データの差分により崩落土量を約 3,400 m³と推定しております。斜面には未だ約 4,700 m³の盛り土が残存しております。このイメージが、図-1 土量断面図に示しているところでございます。残存する盛り土につきましては、さらに崩落する可能性がございますので、応急対策として、崩落した土砂の撤去及び大型土のう築堤工等を実施したものでございます。写真は完了した状況です。

9-1 ページの 2. 地質調査結果をご覧ください。盛り土の層厚把握と土質確認を目的として、斜面上部で 3 箇所、下部で 1 箇所の計 4 箇所で地質ボーリング調査を実施しました。資料にある写真は崩落後に撮影した航空写真です。調査場所は赤い点で示した箇所でございます。盛り土と造成盛り土の境界が判明し、盛り土は 2.6~3.2m の厚さがあり、シミュレーション結果と概ね一致してございます。

図-2. 地層想定断面図をご覧ください。一番上の層から、灰色の B 層、これがいわゆる盛り土でございます。その下、o-B 層は造成盛土、さらにその下の層は元来から存在する地盤でございます。こうした関係性から、崩落した土砂は、灰色の B 層の盛り土と判明したものでございます。

続きまして、3. 災害発生メカニズムです。①台風第 15 号の豪雨により、盛り土内の地下水位が上昇、盛り土土塊重量の増加が生じました。②盛り土は空隙が多く、水を吸収・貯留しやすい状態であり、排水施設もなかったものと推定されます。③短時間での豪雨により、間隙水圧が上昇し、盛り土のせん断抵抗力が低下し、不安定な状態になったものと推定しております。④飽和状態になり、せん断抵抗力を失った盛り土が崩落し、流動性が高い状態であったため、下方の民家まで流下したものと推定しております。

それでは、資料 8-1 ページにお戻りください。只今説明申し上げた内容につきまして、11 月 15 日の第三者による第 1 回技術的検証会におきまして、委員の皆様方から妥当であるご回答いただいております。

説明は以上でございます。

杉石都市計画課長・・・続きまして、(4) 行政対応の経緯についてご説明いたします。

山田土地政策課長・・・資料 10 をご覧ください。1、通報・相談・情報提供の件数といたしましては、2014 年から 2022 年までに計 6 件ありました。市民等からの通報、相談は 4 件、資料に①②③と内訳を示してございます。職員による情報提供は 2 件、そのうち、1 件は職員からの情報提供と推測されるもので、[1] [2]と内訳を示してございます。案件ごとに点線の四角で囲ってございますので、ご確認ください。

次に、市の対応、経緯といたしまして、時系列で 1 件ごとに確認させていただきます。

[1] 不法投棄に係る情報といたしまして、2014 年 10 月 30 日、情報提供者は天竜農林事務所です。内容といたしましては、コンクリートがらや木の根が投棄されていることについて、窓口である産業廃棄物対策課に情報提供がありました。その結果、産廃業者へ産業廃棄物対策課から産廃撤去の指導をしております。

次に①です。建築廃材等の搬入ということで、[1] の続報です。2014 年 11 月 4 日、通報者は地元の [] です。建築廃材及び土砂の搬入について、天竜区まちづくり推進課に通報がありました。その結果、天竜区まちづくり推進課から産業廃棄物対策課、天竜土木整備事務所、北部都市整備事務所にそれぞれ通報を行っております。

次に 10-2 ページをご覧ください。[2] は 2 つございます。(1 つ目) 産業廃棄物対策課のパトロールの中で、残土処分場と表記された看板を職員が発見したものでございます。(2 つ目) 2015 年 3 月 18 日に情報提供者は不明としておりますが、天竜土木整備事務所の職員が確認に

入っています。

次の四角で囲んだ内容、こちらが市民からの通報でございます。②土砂の隣地越境について、2017年11月15日に [] から北部都市整備事務所に通報が入っております。隣地から土砂が越境しているという相談内容でございます。

続きまして、2018年2月9日に、同じく [] から通報がございました。隣地から土砂が越境していることに加えて、ガラの混入について通報が入っております。この対応といたしまして、北部都市整備事務所では、関係課である市民生活課くらしのセンター及び産業廃棄物対策課をご案内しております。

次に、10-3 ページをご覧ください。③市民からの通報でございます。土砂搬入箇所の安全性についての相談が、2021年12月23日または24日に [] 緑恵台自治会長様から、土砂搬入箇所の安全確認について天竜土木整備事務所に相談がありました。（その際の対応として）相談者には規制の考え方について口頭で説明しております。また、土地所有者の方からの相談として、2022年1月21日には、土地所有者の [] の親族にあたる [] から、土砂の搬入の件につきまして、天竜土木整備事務所に相談の電話があり、相談者へ静岡県土採取等規制条例の制度についての説明及び指導を行っております。

次のページ、10-4 ページ以降は時系列で各課の動きを記載しております。縦（列）が各課、横（行）が日時となっております。

以上でございます。

杉石都市計画課長・・・(2)から(4)までの説明は以上でございます。ここから、意見交換、質疑応答を行います。議事録につきましては、非公開情報を除いて公開となりますので、よろしくをお願いします。ご意見、ご質問等がございましたら、挙手でお願いいたします。

青田委員・・・ご丁寧な説明どうもありがとうございました。先ほど副市長様から、家がなくなった方の住まいの確保に努めていらっしゃるとのことでしたが、この方たちは、具体的に、今、どういう状況にいらっしゃるのでしょうか。

森田天竜区まちづくり推進課長・・・被災された3軒のお宅に寄りそった対応をするため、それぞれに担当者を付けております。

状況は3軒それぞれでございまして、一番上（ [] ）のお宅につきましては、現在、市営住宅に避難をしており、整地が済み次第、仮設住居等を建設し、そちらにまた戻ってお住みにになりたいという希望でございます。

真ん中のお宅（ [] ）につきましては、天竜区内の民間の借上げ住宅にお住まいになっておりまして、今後についてはまだ検討をしている状況でございます。

3軒目の一番下（ [] ）につきましては、一部損壊でございましたので、工事中は危険、騒音等もございましたので、一時借上げ住宅に避難をしておりましたが、現在は元のお宅に戻ってお住まいになっております。

以上でございます。

青田委員・・・ありがとうございます。今、市営住宅や民間の借上げ住宅にお住まいの方がいらっしゃるとおっしゃいましたが、これは個人負担でしょうか。災害救助法の適用などはいかがでしょうか。

小林危機管理課長・・・公的な支援については、半壊以上の方は応急仮設住宅の供与ということになります。 [] については借上げ住宅、 [] についても市営住宅に入っておりますの

で、対応しております。

青田委員・・・災害救助法を適用しているということによろしいでしょうか。

小林危機管理課長・・・はい。適用しております。

青田委員・・・それから、全壊の場合ですが、被災者生活再建支援法の適用範囲でしょうか。

小林危機管理課長・・・被災者生活再建支援法の適用については、市域全域の被災戸数を満たしていないので、こちらは適用されていません。ただし、同様の制度が静岡県にあり、県から国の制度と同じ金額が支払われることになっております。

青田委員・・・県独自の制度によりということですね。

小林危機管理課長・・・そうです。

青田委員・・・ありがとうございます。

沢田委員・・・資料 10-1 ページです。2014 年 10 月 30 日に電話で情報提供があったことに対して、産業廃棄物対策課が撤去の指導をしています、その時は何らかの対応をされたということでしょうか。

小野産業廃棄物対策課長・・・2014 年 10 月 30 日に通報を受けた際に、現場で確認したところ、この廃棄物の搬入者がその場に偶然現れましたので、その場で搬入を止め、土地所有者もその場に現れましたので、土地所有者にも指導しております。その後、10-1 ページの①になりますが、対応状況として、産業廃棄物対策課が、撤去の指導を開始しまして、最終的に 12 月 26 日に撤去を完了し、指導は終了しております。

沢田委員・・・すみません。(音声)聞こえづらくて。もう一度、どの資料を見たらよいでしょうか。

小野産業廃棄物対策課長・・・資料 11 をご覧ください。11-1 ページから 3 種類ございます。A-1、11-1 ページからが当日のもの、11-9 が撤去の指導の経緯でございます。11-9 ページに書いてございますとおり、12 月 26 日に撤去、指導が完了しております。

沢田委員・・・わかりました。ありがとうございました。

江間委員・・・質問はなんでもよろしいでしょうか。行政対応の妥当性の評価と検証を行うように、私は言われておりますが、崩落までの行政対応についてということによいでしょうか。

杉石都市計画課長・・・はい。崩落までの対応でございます。

江間委員・・・主には、市民からの苦情あるいは情報提供があったことに対する市民への対応について検証をするということですか。

杉石都市計画課長・・・資料 10 の行政対応の事実確認資料の内容について検証をお願いしたい
と思います。

江間委員・・・一般的に損害賠償請求等を行う場合には、避難指示なども一つの論点となること
が多いかと思いますが、それは関係なく、専らこの崩落、盛り土に対する対応ということによ
ろしいでしょうか。

杉石都市計画課長・・・その点については、委員の方に議論をしていただきたいと存じます。

岡本総務部参事・・・基本的には、市が行った対応をまず検証いただいて、その妥当性を判断す
る中で、その発災後に行った対応についても併せて確認し、全体をまとめる必要があるかどう
かになるかと思っております。法的責任の有無を検討するにあたり、その発災後の対応も検証す
る必要があるということであれば、そのあたりはまた事実関係を整理してご提供させていただ
ければと考えております。

江間委員・・・分かりました。この避難指示や、そういった対応に関する情報はこの資料に入っ
ていませんが、それも崩落後の対応と同じように、この場で検討するかどうかを含めて、こち
らで検討するということがよろしいでしょうか。

小林危機管理課長・・・避難指示についても、委員の方々がそれも一緒に含めて検討する必要が
あるということであれば、また次回、資料等を提供してまいります。

江間委員・・・わかりました。ではそこをどうするか、検討するかしないかも含めて検討する
ということですね。

杉石都市計画課長・・・よろしく申し上げます。

村越委員・・・この検証会に対して、現地の方から、何かこういうことを検討してもらいたいな
どの要望は出ていますか。

森田天竜区まちづくり推進課長・・・現地の皆さんとふれあう中では、この検証会については、
検討内容については特に要望はございませんが、どうして私達がこういう災害にあったのかを
知りたいと、技術的なことも含めて知りたいという要望はございました。

杉石都市計画課長・・・よろしく申し上げます。その他、いかがでしょうか。

江間委員・・・資料の内容、出所について教えてください。資料 9-1 ページの③に、令和 3 年
と平成 3 年の地形データがございます。この令和 3 年の地形データは、どういったデータなの
か教えてください。

加藤道路保全課長・・・令和 3 年のデータは、静岡県が令和 4 年 3 月末にオープンデータ化した
静岡県点群データ、LPデータというものがあまして、これを基にしているものでございま
す。航空写真等から計測した年次を確認したところ、令和 3 年に計測したものでございます。
令和 4 年 3 月に静岡県がそういったもの全てオープンデータ化してくれたものを使用させてい
ただいているものでございます。

江間委員・・・これは何年かに一度というものではなく、偶然、令和3年にあったものということでしょうか。

加藤道路保全課長・・・過年度から静岡県が調査しデータを取りまとめ、デジタルデータ、点群データとしてオープンデータ化したもので、点群データとしては初めてオープンデータ化されたものでございます。たまたまという言い方が適切かどうかわかりませんが、今年の3月にオープンデータ化されたものがあって、直近の地形がわかったということでございます。

江間委員・・・令和3年の前のデータはほぼ無く、平成3年のデータになるということですか。

加藤道路保全課長・・・平成3年のデータは、緑恵台が造成した直後に航空測量を行ったデータで、緑恵台造成後からすると平成3年が一番古いデータでございます。その後は、航空写真等がございますが、緑恵台造成直後の様子からどれだけ盛り土がされていたのかを検証するには、緑恵台造成直後の平成3年が一番古いデータでございます。それを令和3年のデータを比較することによって、どれだけのボリュームが、盛り土がされていたのだろうということ客観的にデータとして重ね合わせて確認をしました。その結果としましては、こちらの③の写真の上の表にございますように、約8,100 m³が平成3年から令和3年のデータまでの間に盛り土がされたことがわかったものです。

江間委員・・・令和3年の調査は静岡県が行っていて、静岡県が保有していた情報ということでしょうか。

加藤道路保全課長・・・はい。そのとおりです。

江間委員・・・この下の断面図でいうと、黄色の破線の地形は把握されていたということでしょうか。

加藤道路保全課長・・・まさにこの黄色の破線の部分が、静岡県からのオープンデータ化されたデータを使い、図化しますと、この黄色の破線のような様子がうかがえたということになります。

青田委員・・・先ほどの江間委員からのご指摘に関連しまして、どの範囲まで検証するかということについて伺います。いわゆる法的責任に関して検証するのか、法的責任ということであれば、道義的責任というものもありますし、もっと広くすると、市民から市役所に対する期待、そうしたことも含めて検証するのか。そのあたりをどうかと考えておりました。

背景を申し上げますと、私は神戸から参りまして、神戸は阪神・淡路大震災から復興20年以上が経ちますが、まだ終わっていません。どの災害でもそうですが、行政の目線と市民の目線とでは乖離が生じることが多いです。そこをどう共有して、私の分野ですと、今回の市役所のここが悪いとかではなく、仮に法的責任に問題がなかったとしても、今後の災害に向かって建設的にこれが良かったとしてもさらに改善はないかを検証していくと、それが次に繋がると思います。

今回のこの浜松市の検証はどこをゴールにされているのか、確認させていただければと思います。

岡本総務部参事・・・ありがとうございます。そのあたりも2回目以降にご議論いただきたいと思っております。ご指摘いただきましたように、法的責任の有無という点と妥当性不当性という部分と、あるべき姿、望ましい姿という三つ程の観点があろうかと考えております。できれば、いずれについてもご検討いただけるのが一番理想的だと思っておりますが、時間の関係等もありますので、そのあたりは委員の方にご議論いただきたい部分だと思っております。

青田委員・・・例えば、先ほど江間委員がおっしゃった避難指示の問題について、現時点でまだ十分に理解はしておりませんが、説明を聞いた範囲で今の感想で申し上げますと、例えば資料10-1ページ、XXXXXXXXXX、今回の被害者からのご相談、それから緑恵台自治会長様からのご相談について、安全かどうかに対するお答えを求められたと思います。今お聞きした感じでは、この案件は基本的には民と民のお話ではないかと感じており、その民と民のところに行政がどこまで入っていいのかと考えています。そうした場合には、おそらくこれは法的責任を超えるのではと思いましたが、どのあたりまでお考えかを教えてください。今回でなくても結構です。

岡本総務部参事・・・ありがとうございます。次回までにご指摘いただきました、法的権限として、市がどのような権限を持っていたのかを整理してお示しさせていただきます。もし、権限を行使できるというものがなければ、そもそも、その規制権限不行使の違法についてどうかという部分になってきて、妥当性、不当性以下のお話になってくるという理解ではおりますが、まず行使すべき法的権限がどのようなものがあつたかをまとめたものを、次回お示しできればと考えております。

杉石都市計画課長・・・ありがとうございました。その他、本日、資料の説明をさせていただきましたけども、また質問等を出していただき、次回の検証会までに確認した上で報告させていただきますと思います。

それでは、(5) 今後の進め方について資料5をご覧ください。資料のとおり、第2回から最終回まで進めさせていただきますと存じます。

今後の検証会の進行を円滑に運営するため、座長を選任したいと存じます。事務局から僭越ではございますが、村越委員に座長をお願いしたいと存じます。委員の皆様いかがでしょうか。

《委員からの異議なし》

杉石都市計画課長・・・それでは異議なしということで、次回の検証会から、村越委員に座長をお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

5 閉会

杉石都市計画課長・・・以上で本日予定されていた議事が終了となります。次回の検証会は1月中旬に予定をさせていただきます。各委員の皆様には日程を調整させていただきたいと思っておりますので、お忙しいところ申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

以上をもちまして第1回の検証会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

《17:30にて閉会》

第1回行政対応検証会 意見等対応表

No.	委員	意見等	市回答・対応	所管部局
1	青田委員	<ul style="list-style-type: none"> 市では、被災し家がなくなった方の住まいの確保に努めているとのことだが、被災者は、今、具体的にどのような状況にいるのか 	<ul style="list-style-type: none"> 被災された3軒のお宅に寄り添った対応をするため、それぞれに担当者を付けている ■■■■宅については、現在、市営住宅に避難しており、整地が済み次第、仮設住居等を建設して住むことを希望している ■■■■宅については、天竜区内の民間の借上げ住宅に住んでおり、今後については検討をしている状況である ■■■■宅については一部損壊であったため、工事中は一時借上げ住宅に避難していたが、現在は自宅に戻っている 	天竜区まちづくり推進課
2	青田委員	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅や民間の借上げ住宅にお住まいの方がいるとのことだが、個人負担なのか、災害救助法の適用はあるのか 	<ul style="list-style-type: none"> 公的な支援については、半壊以上の場合は応急仮設住宅の供与ということになり、■■■■については借り上げ住宅、■■■■についても市営住宅に入っており、対応している 災害救助法を適用している 	危機管理課
3	青田委員	<ul style="list-style-type: none"> 全壊の場合、被災者生活再建支援法の適用範囲になるのか 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援法の適用については、市域全域の被災戸数の条件を満たしていないので、適用されない ただし、同様の制度が静岡県にあり、県から国の制度と同じ金額が支払われることになっている 	危機管理課
4	沢田委員	<ul style="list-style-type: none"> 資料10-1頁において、2014（平成26）年10月30日に電話で情報提供があったことに対して、産業廃棄物対策課が撤去の指導をしているが、その時は何らかの対応をされたということか 【第1回資料10 10-1】 	<ul style="list-style-type: none"> 通報を受けた際に現場で確認したところ、廃棄物の搬入者がその場に偶然現れたので、その場で搬入を止め、また、土地所有者も現れたので、土地所有者にも指導している 【第1回資料11 11-1】 その後、産業廃棄物対策課が、廃棄物の撤去の指導を開始し、最終的に2014（平成26）年12月26日に撤去を完了し、指導は終了している 【第1回資料10 10-1、資料11 11-9】 	産業廃棄物対策課
5	江間委員	<ul style="list-style-type: none"> 行政対応の妥当性の評価と検証ということだが、崩落までの行政対応ということではどうか 主には、市民からの苦情あるいは情報提供があったことに対する市民への対応について検証するということか 一般的に損害賠償請求等を行う場合には、避難指示なども一つの論点となることが多いかと思うが、それは関係なく、専らこの崩落、盛り土に対する対応ということではどうか 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には、市が行った対応をまず検証いただき、その妥当性を判断する中で、発災後に行った対応についても併せて確認し、全体をまとめる必要があるかどうかになると思っている 法的責任の有無を検討するにあたり、その発災後の対応も検証する必要があるということであれば、また事実関係を整理して提供させていただければと考えている ※ 第2回検証会で、検証対象や期間について確認させていただく 【第2回資料1】 	都市計画課 政策法務課
6	江間委員	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示等の対応に関する情報は、第1回資料に入っていないが、それも崩落後の対応と同じように、この場で検討するかどうかを含めて、こちらで検討するということではどうか 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示についても、委員の方々が一緒に含めて検討する必要があるということであれば、次回、資料等を提供する 【第2回資料12】 ※ 第2回検証会で、検証対象や期間について確認させていただく 【第2回資料1】 	危機管理課 都市計画課 政策法務課
7	村越委員	<ul style="list-style-type: none"> この検証会に対して、現地の方から、何かこういうことを検討してもらいたいなどの要望は出ているか 	<ul style="list-style-type: none"> 現地では、この検証会における検討内容について特に要望はないが、どうしてこういう災害が起きたのか、技術的なことも含めて知りたいという要望はあった 	天竜区まちづくり推進課
8	江間委員	<ul style="list-style-type: none"> 資料9-1頁の③に、令和3年と平成3年の地形データがあるが、この令和3年の地形データは、こういったデータなのか教えてほしい 【第1回資料9 9-1】 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年のデータは、静岡県が令和4年3月末にオープンデータ化した静岡県点群データ、L Pデータを基にしている 	道路保全課
9	江間委員	<ul style="list-style-type: none"> 当該の県のデータは、何年かに一度というものではなく、偶然、令和3年にあったものなのか 	<ul style="list-style-type: none"> 過年度から静岡県が調査したデータを取りまとめ、デジタルデータ、点群データとして、今年3月には初めてオープンデータ化されたため、直近の地形がわかったということである 	道路保全課

第1回行政対応検証会 意見等対応表

No.	委員	意見等	市回答・対応	所管部局
10	江間委員	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年の前のデータはほぼ無く、平成3年のデータになるのか 	<ul style="list-style-type: none"> 平成3年のデータは、緑恵台が造成した直後に航空測量を行ったデータで、緑恵台造成後としては、平成3年が一番古いデータとなるため、平成3年と令和3年のデータを比較することにより、盛り土量の確認をした ※ 盛り土の経緯がわかる資料として、平成22、25、27、令和2年度の航空写真から推定される盛り土についてのデータを第2回検証会で示す 【第2回資料6】 	道路保全課
11	江間委員	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年の調査は、静岡県が行っていて、静岡県が保有していた情報ということか 	<ul style="list-style-type: none"> そのとおりである 	道路保全課
12	江間委員	<ul style="list-style-type: none"> 資料9-1 頁の下の断面図における黄色の破線の地形は、把握されていたということか 【第1回資料9 9-1】 	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県からのオープンデータ化されたデータを使って図化すると、この黄色の破線のような様子が伺えたということになる 	道路保全課
13	青田委員	<ul style="list-style-type: none"> 江間委員からの指摘に関連し、どの範囲まで検証するかについて、いわゆる法的責任に関して検証するのか 法的責任ということであれば、道義的責任というものもあるし、もっと広くすると、市民から市役所に対する期待、そうしたことも含めて検証するのか どの災害でも、行政の目線と市民の目線とでは乖離が生じることが多く、今回の市役所の対応について法的責任に問題がなく、対応も良かったとしても、さらに改善はないかを検証していくと、それが次に繋がると思う 今回のこの浜松市の検証は、どこをゴールにしているのかを確認したい 	<ul style="list-style-type: none"> そのあたりも2回目の会議以降にご議論いただきたい ご指摘のように、法的責任の有無、妥当性・不当性、あるべき姿・望ましい姿という三つ程の観点があると考えており、できれば、いずれについてもご検討いただくのが一番理想的だと考えている ただし、時間の関係等もあるため、そのあたりは委員にご議論いただきたい 	都市計画課 政策法務課
14	青田委員	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、避難指示の問題について、説明を聞いた範囲では、今回の被害者である ████████ からの相談、緑恵台自治会長様からの相談について、安全かどうかに対する答えを求められたと思う 【第1回資料10 10-1】 今回の案件は民民の話だと感じており、それに対し行政がどこまで入っていいのかと思う そうした場合には、おそらくこれは法的責任を超えるのではと思うので、今回でなくてもよいが、どのあたりまで考えているかを教えてほしい 	<ul style="list-style-type: none"> もし、権限を行使できるというものがなければ、そもそも、その規制権限不行使の違法についてどうかということになり、妥当性、不当性以下の話になるという理解ではいるが、まず市が行使すべき法的権限がどのようなものがあったか整理し、次回検証会で示す 【第2回資料5】 	都市計画課 政策法務課